

府内藩御用紙すきについて

二 宮 好 雄

大分町賀来字妙部に住む今村茂樹氏の家を現在も紙屋と呼んでいる。藩政末期まで御用紙すきであり、現在まで精巧な竹す・ますなどが保存されている。

同家が御用紙すきに召かかえられた成行が残されているので全文をあげておく。

なお、府内藩日誌では該当の日誌が欠けているので事実を確認することができなかつた。享和元年椿の仕入差止め理由については記録されていないが、安政五年賀来庄屋文書中につきのように御用紙すきに対する処分があげられている。

一、申渡 賀来村紙漉

青藏、久藏、為吉、万作

定太郎、市藏

抜売によりトガメ立の上永く暇する筈のところ、格別のと
りなしを以て押込。

一、申渡 賀来村 惣右衛門

抜売により領内引揃い

一、申渡 賀来村 熊吉、寅吉

紙漉為吉の出奔を知りながら届出せず、漉出の紙や楮など
買取り押込め、

一、申渡 賀来村 吉藏

大工町安吉に抜売り押込科料藩札七拾分。

以上何れも御用紙すきの抜売りに起因するものようである。

寛政五年

府内様江被召抱紙漉立帳

丑七月

今村 甚藏

一、生国薩州河鍋之郡石緒とり甚兵衛悻今村甚藏

一、佐伯江罷在候処從府内様被成御貴度申付為御使詐屋平右
衛門殿悻伴吉殿差越候

其年三月此許罷越詐屋平右衛門殿方へ滞留

一、彼方様江罷在候は三人扶持手伝式人被仰置候

一、寛政五年丑正月為御使佐伯江罷越候

安兵衛弥右衛門ヲ以御郡代高瀬良左衛門殿江申入候て御家
老様方御評定之上私罷越申候段被仰付候

一、丑二月廿九日出立府内様三月二十九日着仕候尤詐屋平右

衛門所宿仕居申候私着候段ハ平右衛門右言上仕候右御抱被下候義ハ御扶持米之義三人扶持手伝式人被仰付手伝御扶持切米ハ御上右被下置候事

一、被仰付候段ハ吉松清大夫殿右之趣被仰付候尤屋敷内見分之儀は四月六日にて御座候其御役人様は牧倉治殿酢屋平右衛門伴吉私共御召連被成申候事

一、賀米村大坪之内妙部屋敷と申所居申候而宜御座候故其所如御座候を御見分被成置申上候得は其後御家老様方御兩人御用人様大目付御町御奉行御勘定方被為遊御出御見分上右妙部屋敷御普請被仰付右畑主ニは下河原と申所ニ而被仰付替地相成申候

一、普請方出来不致候而者紙簀仕候無之候故私簀六枚仕候ト申候

一、紙漉立候は七月五日漉始申候御家老様津久井伊左衛門様御郡代様御見分年頭八朔日御礼斗リ罷出候様被仰付候出火之節たり共離付ニ罷出不及申候様被仰付候

一、其簀紙漉方出精ニ付為褒美白銀三兩被下置候(1)其後年々も段々御座候得は夫々記不置候

一、其後大引合紙式百枚御献上仕候処御上右御満足被上思召

御褒美五貫文被仰付於私茂契奉恐悅候(2)

一、享和元申年格仕入方御上右被差止メ私三人扶持式人扶持相成御切米御直シ被下候手伝式人御止メ方被仰付候尤私切米四石九斗式人扶持相成申候

一、家屋敷之儀甲子八月大水ニ而半之破損仕書付差上申候是迄損方御座候は御上右被成被下(マ)来り候共所々破損方多御座候ニ付又々御願申上候は右之家屋敷私此後被下候は私破損方取つくり可仕と御願申上候処願之通被仰付候 以上
註 (1)(2) 別に紙漉立仕切帳ありそれに記註されている。

地名白紙について

二宮好雄

賀来地区の中島東院間に條里制田や濕田を中心とした字名に白紙(しらかみ)がある。ここは数年前賀来中学校建設の第一候補地で他の第二、第三の候補地とともに地主交渉で行きつもどりつしたが、

「とうとう白紙にもどつたそうだ」
「白紙にもどしたというのか白紙の地にもどつたというのか」
「いや白紙(しらかみ)も白紙(はくし)のふりだしにもどつたそうだ」

とまるで落語を地で行くような話であつた、中尾の敬老(耕作者)の話によるとこの附近の濕田は昔は相当に広くかつ深田であつた、非常に出来が悪く上納のツケは出来高附出しの白紙一任であつたのでこの名ができたという。(二宮埋)